

質問 番号	記載 箇所	質問内容	回答内容
1		下記資料①～⑨の優先順位をご教示ください。 ①北九州市工事請負契約約款（案） ②現場説明書 ③特記仕様書 ④北九州市設計変更ガイドライン（建築・建築設備工事編） ⑤図面 ⑥解体工事特記仕様書 ⑦建築物解体工事共通仕様書 ⑧公共建築工事標準仕様書 ⑨公共建築改修工事標準仕様書。	優先順位は次の記載の順番です。 （契約書） 1. ①北九州市工事請負契約約款（案） （設計図書） 1. ②現場説明書 2. ③特記仕様書 3. ⑥解体工事特記仕様書 4. ⑤図面 5. ⑦建築物解体工事共通仕様書 6. ⑧公共建築工事標準仕様書 7. ⑨公共建築改修工事標準仕様書 （ガイドライン） 1. ④北九州市設計変更ガイドライン（建築・建築設備工事編）
2	特記仕様書 第2章 工事内容 第3項 工事範囲 図面 図面A000～K002	本工事で実施する解体撤去工事の対象は「特記仕様書 第2章 工事内容 第3項 工事範囲」と設計図面に示された範囲であり、それ以外は本工事の解体撤去の範囲に含まれないと考えてよろしいでしょうか？	特記仕様書第1章第3節も含まれます。
3	北九州市工事請負契約約款（案） (条件変更) 第18条 1～5	北九州市工事請負契約約款（案）第18条 1～5の記載に基づき、下記の場合は設計変更の対象になると考えてよろしいでしょうか？ ①特記仕様書示されている「ダイオキシン類等事前調査結果」以外の箇所・対象物・濃度の調査結果により、除去・処分が必要となった場合。 ②GL-2.0mまでの地中に建設時に残置された仮設物が確認され、撤去・処分する必要が生じた場合。	①については、特記仕様書第3章第3節に記載の設備以外の設備から検出された場合は、設計変更に対象となるかどうかの協議を行います。 ②については、残置された仮設物の種類及び規模により、特記仕様書第1章第3節第1項を踏まえ、設計変更に対象となるかどうかの協議を行います。
4	特記仕様書 第1章 総則 第3節 一般事項 第9項 構内舗装等	「地下埋設物及び埋設配管を撤去、処分すること」とありますが、地下埋設物及び埋設配管の分かる図面及び数量の提示をお願いいたします。	地下埋設物及び埋設配管の分かる図面及び数量はありません。敷地面積、建物規模等により、想定してお見積下さい。
5	6月25日 質問番号 7	「設計変更の対象となるかどうかを協議します。」との回答をいただきましたが、北九州市工事請負契約約款（案）第29条に基づき、工事の施工に伴い通常避けることができない騒音、振動、地盤沈下、地下水の断絶等の理由により第三者に損害を及ぼしたとき、受注者が善管注意義務を果たして作業を行っている場合は発注者負担ということではよろしいでしょうか？	6月24日回答分の質問番号8の回答内容のとおりです。
6	北九州市工事請負契約約款（案） 第30条 1	第30条に記載のある「天災(不可抗力)」とは「天災その他事前的又は人為的な事象(地震、津波、台風やテロ、暴動等の他、感染症の蔓延を含むがこれらに限られない。)であって、発注者と受注者のいずれの責めにも帰することのできない事由をいう。」という認識でよろしいでしょうか？	不可抗力とは天災等（設計図書で基準を定めたものにあつては、当該基準を超えるものに限る。）で発注者と受注者のいずれの責めにも帰することができないものです。天災等の定義は「北九州市工事請負契約約款」第20条に記載のとおりです。状況に応じ個々具体の事例毎に協議のうえ判断していくものと考えています。
7	北九州市工事請負契約約款（案） 第30条	北九州市工事請負契約約款（案）第30条に基づき、工事目的物の引渡し前に、天災(不可抗力)により工事目的物・仮設物・工事材料建設機械器具に損害が生じたとき、受注者が善管注意義務を果たして作業を行っている場合は発注者負担ということではよろしいでしょうか？	損害発生が天災等によるものか、受注者が善管注意義務を怠ったことによるものでないかを確認したうえで、請負金額の100分の1を超えた部分について、発注者負担を判断します。
8	北九州市工事請負契約約款（案） 第26条	6月25日回答 質問番号15にて「北九州市工事請負契約約款第26条 に基づき、」とありますが、第26条1～9まで全てを指しているという考えてよろしいでしょうか？	お見込みのとおりです。なお、6月23日回答分の質問番号13の回答内容に「北九州市工事請負契約約款（案）」を添付しています。

質問 番号	記載 箇所	質問内容	回答内容
9	特記仕様書 第3章 ダイオキシン類ばく露防止対策	ダイオキシン類等事前調査が実施されております。本工事着工後の調査で事前調査結果と違う結果が出た場合、設計変更の対象と考えてよろしいでしょうか？	同一の設備でも検体の採取箇所により、調査結果が異なる場合があると考えられます。本工事着工後及び事前調査のいずれかで検出された場合は、含有しているものと判断します。事前調査で検出されず、本工事着工後に検出された場合は、設計変更の対象として協議します。